

食安検発第0912001号
平成20年9月12日

各検疫所長 殿

食安全部企画情報課
検疫所業務管理室長
(公 印 省 略)

府省共通ポータル稼働に伴う輸入食品監視支援システム（F A I N S）の対応について

今般、府省共通ポータルの稼働及びS e a - N A C C Sの更改に伴い、その準備のためF A I N Sの稼働を一時停止することとし、また、その対応について下記のとおり行うこととしますので、輸入者等に周知徹底を図るとともに、検疫所においては十分に留意の上業務を実施されるようお願いいたします。

記

1. 府省共通ポータルの概要

既存の輸出入インターフェース機能とN A C C S及び港湾E D Iシステムが持つシングルウィンドウ機能を統合し、利用者の視点に立った次世代シングルウィンドウを実現する。（別紙参照）

2. F A I N Sの稼働停止日

府省共通ポータルの稼働に伴い、以下の日程によりF A I N Sのオンラインを停止することとし、接続準備及びデータの移行を行う。

平成20年10月11日（土） 4：00～翌10月12日（日） 5：00 運転停止

3. 府省共通ポータル及び次期S e a - N A C C S稼働日

府省共通ポータル 平成20年10月12日(日) 6:00～

次期Sea-NACCS 平成20年10月12日(日) 8:00～

※府省共通ポータルと次期Sea-NACCSの稼働時間が異なるため、平成20年10月12日(日) 5:00～8:00まで業務を実施しないようお願いする。

4. データ移行の確認作業

今回の府省共通ポータル稼働に伴い、届出後、届出済証未交付の届出情報(例:違反処理中、事前届出かつ平成20年10月11日4:00以降に荷物到着予定、保管確認中等)についても、データ移行する予定である。

については、各検疫所において府省共通ポータル稼働前の業務終了後に未了リストを取得し、また、10月12日の府省共通ポータル稼働後に再度、未了リストを取得した上で、届出情報が確実に存在することを確認するとともに、その結果を速やかに横浜検疫所輸入食品中央情報管理官に報告するようお願いする。

なお、未了リストについては、移行前にはできるだけ遅い時間に、また、移行後はできるだけ早い時間の取得が望ましい。

5. FAINS画面の変更について

FAINS画面について、平成20年6月27日付け告示(平成20年厚生労働省令第122号)に基づく、食品衛生法施行規則の改正の施行に先立ち、平成20年10月12日より画面と帳票の一部に次のとおり変更を行う。

なお、当該施行規則の改正は平成20年12月27日施行としており、その間の入力については任意とする。

①変更内容

入出力項目を下記のとおり変更する。

- ・ 「製造者」→「製造者または輸出者」
- ・ 「製造所」→「製造所または包装者」

②変更対象画面及び帳票

【画面】

- ・ 食品等輸入届出事項登録(IFA) 「共通部」
- ・ 食品等輸入届出(IFC) 「食品等輸入届出事項登録応答画面(共通部)」
- ・ 事前届出搬入連絡(IFG) 「共通部」
- ・ 食品等輸入届出審査区分変更(CFC)
- ・ 食品等輸入届出結果登録(CFG) 「共通部」
- ・ 食品等輸入届出情報照会(IIF) 「共通部」

【帳票】

- ・ 入力控
- ・ 検査命令
- ・ 検査実施通知書
- ・ 検査結果通知書
- ・ 現場検査台帳
- ・ 届出控

6. 留意事項

- (1) F A I N S の稼働停止日のほか、稼働停止日以前に行われていた輸入届出であっても稼働停止日に届出済証の交付を希望するものにあつては、書面による輸入届出を行うよう事前に輸入者等に周知及び協力を依頼すること。
- (2) 検疫所においては、稼働停止日の書面による輸入届出又は稼働停止日に届出済証の交付を要する輸入届出については書面による審査を行い、翌日以降C F G（食品等輸入届出結果登録）により輸入届出情報をF A I N Sに入力すること。
- (3) F A I N S－R（検索業務）についても、同様にデータ移行作業を行う必要があること及びデータ量が膨大であることから、「平成20年10月11日（土）4：00～平成20年10月14日（火）4：00」まで使用不可とすること。
※平成20年10月14日（火）5：00より使用可能
- (4) A i r－N A C C Sを利用した届出については、システム更改を平成21年度に予定していることから、今回の作業は影響しないこと。
- (5) 当省より各ホームページ（当省輸入食品監視業務HP（<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>）及び府省共通ポータルHP（<http://www.fusho-portal.com/>）において、別添のとおり通関業者等利用者に対し、府省共通ポータル稼働に伴うF A I N Sの対応について掲載することとしていること。
については、各検疫所においても別添の内容を確認し通関業者等利用者に対して周知願いたいこと。
- (6) 利用者の対応等で不測の事態が生じた場合には、各検疫所が窓口となり速やかに横浜検疫所輸入食品中央情報管理官に連絡すること。

(別添)

平成20年9月12日

関係者 各位

厚生労働省医薬食品局
食品安全部企画情報課
検疫所業務管理室長

府省共通ポータル稼働に伴う輸入食品監視支援システム（FAINS）の対応について

今般、平成20年10月12日より府省共通ポータルの稼働及びSea-NACCSの更改に伴い、その準備のためFAINSの稼働を一時停止することとし、また、その対応について下記のとおり行うこととしますので、十分に留意の上業務を実施されるようお願いいたします。

記

1. FAINSの稼働停止日

府省共通ポータルの稼働に伴い、FAINSのオンラインを平成20年10月11日（土）4：00～翌5：00の間で停止することとし、接続準備及びデータの移行を行います。

また、Sea-NACCS及び府省共通ポータルにおいても稼働停止があるため、FAINSは下記の日程で利用することができません。

【FAINS利用不可日程】

次期Sea-NACCS利用者

・平成20年10月11日（土）4：00～翌8：00

Air-NACCS利用者

・平成20年10月11日（土）4：00～翌6：00

2. 利用者コードについて

次期Sea-NACCS利用者のうち、利用者コードの変更を独立行政法人通関情報処理センターより通知があった者については、「入出力装置の届出に係る変更届出書」を検疫所に届け出る必要はありません。

3. 輸入者コードについて

次期Sea-NACCS利用者のうち、JASTPROコードを引き続き使用する場合には、「入出力装置の届出に係る変更届出書」を検疫所に届け出る必要はありません。

ただし、税関発給コードを新たに使用する場合には、「入出力装置設置届出書」を検疫所に届け出る必要があります。なお、JASTPROコードと併用する場合には、備考欄にJASTPROコードを付記することをお願いします。

なお、別紙も参照願います。

4. 無符号輸入者について

無符号輸入者コードについては、これまで5桁「99999」で対応していましたが、平成20年10月12日よりblank（空欄）で入力をお願いします。

なお、府省共通ポータル稼働及びSea-NACCS更改後に誤って「99999」を入力した場合、登録時の応答画面にて自動的にblank（空欄）に変換されて表示されるので留意願います。

5. 端末機器の変更について

次期Sea-NACCS利用者のうち、今回の措置により、端末機器を変更する場合には、「入出力装置の届出に係る変更届出書」を検疫所に届け出る必要があります。

6. FAINSの画面変更について

FAINS画面について、平成20年6月27日付け告示（平成20年厚生労働省令第122号）に基づく、食品衛生法施行規則の改正の施行に先立ち、平成20年10月12日より画面と帳票の一部に次のとおり変更を行います。

なお、当該施行規則の改正は平成20年12月27日施行としており、その間の入力については任意とし、施行後の入力内容等は別途通知する予定です。

①変更内容

入出力項目を下記のとおり変更します。

- ・ 「製造者」 → 「製造者または輸出者」
- ・ 「製造所」 → 「製造所または包装者」

②変更対象画面及び帳票

【画面】

- ・ 食品等輸入届出事項登録 (IFA) 「共通部」
- ・ 食品等輸入届出 (IFC) 「食品等輸入届出事項登録応答画面 (共通部)」
- ・ 事前届出搬入連絡 (IFG) 「共通部」
- ・ 食品等輸入届出情報照会 (IIF) 「共通部」

【帳票】

- ・ 入力控
- ・ 検査命令
- ・ 検査実施通知書
- ・ 現場検査台帳
- ・ 届出控

7. 留意事項

(1) F A I N S の稼働停止日のほか、稼働停止日以前に行われていた輸入届出であっても稼働停止日に届出済証の交付を希望するものにあつては、書面による輸入届出を行うようにお願いします。

(2) 他システムとのリンク処理が行われているデータについては、F A I N S 単独で移行処理を実施してもオンラインの継続処理は不可となることから、利用者(申請者)におかれましては、移行日までにリンクの解除処理を実施しておく必要がありますので、ご対応をお願いします。なお、この措置が未実施(リンクの解除をしなかった)の場合、システムでの後続処理が不可となるため、マニュアル対応(書類)または、再申請が必要となる場合があります。

このため、業務を円滑に行うためにも、可能な限り、F A I N S の稼働停止中に未処理の届出が残ることがないように、府省共通ポータル稼働及び S e a - N A C C S の更改後(平成20年10月12日以降)に届出等業務を行うようご協力をお願いします。

(3) F A I N S にダイヤルアップで接続している利用者については、今回の措置のため F A I N S のバージョンアップを行うこととなります。ついでには、社団法人日本輸入食品安全推進協会より別途お知らせが届くので、平成20年10月12日以降にダウンロードの実施をお願いします。

(4) その他、詳細等は各検疫所に問い合わせをお願いします。

(別紙)

輸入者コードについて

○ J A S T P R Oコード○	
現行	次期
5桁(例：1 2 3 4 5)	8桁(例：P 0 0 1 2 3 4 5)
・「入出力装置の届出に係る変更届出書」は不要 ・次期 S e a - N A C C S で使用する12桁のうち、頭8桁を使用	
○税関発給コード(新規)○	
現行	次期
—	8桁(例：1 2 3 4 5 6 7 8)
・「入出力装置設置届出書」が必要 ・次期 S e a - N A C C S で使用する12桁のうち、頭8桁を使用	
○ J A S T P R Oコードから税関発給コードに切替○	
現行	次期
—	8桁(例：1 2 3 4 5 6 7 8)
・ J A S T P R Oコードに係る、「入出力装置廃止届出書」を提出 ・税関発給コードに係る、「入出力装置設置届出書」を提出 ・次期 S e a - N A C C S で使用する12桁のうち、頭8桁を使用	
○ J A S T P R Oコードと税関発給コードを併用○	
現行	次期
—	8桁(例：1 2 3 4 5 6 7 8)
・税関発給コードに係る、「入出力装置設置届出書」を提出。 ※ J A S T P R Oコードのパスワードは使用不可 ※備考欄に J A S T P R Oコードを記載 ・次期 S e a - N A C C S で使用する12桁のうち、頭8桁を使用	
○無符号輸入者コード○	
現行	次期
5桁(9 9 9 9 9)	8桁(ブランク(空欄)：)
・「入出力装置の届出に係る変更届出書」は不要	

※各検疫所に各種届出書を提出する場合には、提出から処理されるまで日数を要することもあるため、余裕を持って提出するとともに、念のため書類での届出準備もお願いいたします。